

標題 : 休職専従役員等補償交付に関わる「配置実績報告」の提出について
発信番号 : 自治労発2024第0626号
発信日付 : 2024年5月27日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日のご活動に敬意を表します。
さて、「休職専従役員等補償交付金」は、休職専従者が休職期間終了後、賃金・退職手当の算定等において不利益を被ることに対し、県本部が補償を行うための財源を補助するために、自治労本部が県本部に交付するものです。
今年も例年通り、6月に交付を予定しておりますが、交付にあたって2024年度(2023/4~2024/3)の「休職専従の配置実績」の報告をお願いいたします。
添付の報告用紙に必要事項をご記入のうえ、6月10日(月)までに下記のように報告をお願いいたします。

記

1. 休職専従の配置実績報告について

交付対象人員の算定根拠とするために、各県本部は2023/4~2024/3の間の、各月の県本部における「休職専従者等」の名簿を自治労本部に提出します。
1年間12ヶ月を通して「休職専従者等」が最も多い月(ただし、同年中に同一ポストで交代が発生した場合は、一人と数える)の配置人員を実配置人員とみなします。
添付の報告用紙に必要事項をご記入のうえ、6月10日(月)までに下記kintoneアプリに登録をお願いいたします。
<https://jichiro.cybozu.com/k/1134/>

2. 交付金支払い定数について

自治労本部は県本部の「休職専従者等」の前年度(2023/4~2024/3)実配置人員に応じて、交付金(毎年の単価×対象人員)を支払います。
ただし、実配置人員が当該県本部の割当定数を上回る場合は、割当定数交付対象人員を上限とします。(別紙「2024年度休職専従補償交付金限度人数一覧」参照)

3. 交付金単価について

休職専従補償交付額の単価は、1人あたり年間60万円です。

4. 支払い対象者について

(1) 「休職専従者等」とは、県本部が主たる給与の支払い者となっている県本部の休職専従役員、非在籍専従役員、準登録離籍専従役員です。単組が給与支払者となってその単組に県本部が交付金を支払う場合は、対象となりません。

県本部以外の他団体から賃金支給・人件費補助を受けている場合は対象となりません。

(2) 各種専従役員配置交付金との併給について

「組織拡大専門員配置交付金」とは併給できません。

(3) その他

共済県支部に専従する役員や、再雇用の元役員は対象となりません。

※参照：第5章組織「自治労専従役員補償規程」-第3章休職専従役員等補償交付

5. お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、総合企画総務局(八巻、川上)まで、お問合せください。
TEL: 03-3263-0262

添付ファイル :
2024休職専従報告用紙.xlsx
2024年度休職補償限度一覧表.pdf